

# 令和4年度第1回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月26日（火）午後1時30分から2時39分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（14人）

会長 11番 坪田 清孝

会長職務代理 7番 丸谷 浩二

委員 1番 谷川 聡志

3番 長田奈津子

4番 林 恵子

5番 辻下 義雄

6番 竹内 和之

8番 森 雅規

9番 吉村 重夫

10番 北 廣見

12番 伊藤 守男

13番 上田 幸治

14番 森川 嘉昭

15番 南坂 覚則

4. 欠席委員（2人）

委員 2番 長谷川太佑

16番 澤田 宗男

5. 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 業務報告

第4 議事録署名人の指名

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明願について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の決定及び農地利用配分計画（案）について

報告第1号 電気通信事業施設等の設置届出の報告について  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について  
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告に  
ついて

第6 その他

- (1) 5月の農業委員会定例総会開催予定について
- (2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 東 俊行  
同補佐 高嶋 良子  
主査 松村 邦弘  
主事 伊藤 祥恵

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

局長： それでは、定例総会に入らせていただきます。まず最初に、坪田会長からご挨拶をお願いいたします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数25名中、本日の出席委員は20名であります。なお、2番長谷川委員、16番澤田委員、推進委員の林委員、八木委員、坂井委員からの欠席の届出がございます。推進委員の藤野委員につきましては遅刻の届出がございます。したがいまして、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行は坪田会長をお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行いたいと思います。本日の議事録署名人は、14番森川委員、15番南坂委員の両名をお願いいたします。

◇ 議 事

議長： 続きまして、日程第5、議事に入りたいと思います。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： まず、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。2ページにお進みください。

今回、1件の申請がございました。

番号1番につきまして、譲渡人は前谷にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は前谷にお住まいの〇〇〇さんでございます。〇〇〇さんの耕作面積は田24,558㎡、畑775㎡でございまして、耕作人員は1名、申請農地は北地係の田3,763㎡、前谷地係の田2,645㎡、前谷地係の田1,848㎡、前谷地係の田2,586㎡でございまして。贈与による所有権の移転でございまして、3ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま

す。

以上で説明を終わります。

議長： ありがとうございます。まず、議案第1号番号1番につきまして、4番林委員、地区担当委員の説明をお願いします。

4番： こちらの件なんですけれども、今の事務局の説明のとおりで問題はないと思います。

議長： ありがとうございます。それでは、この案件につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長： 続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明させていただきます。4ページをご覧ください。

今回、案件としては5件の申請がございました。

番号1番につきましては、譲渡人は青ノ木にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は株式会社〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては青ノ木地係の1筆で、登記地目は田、面積は3,120㎡でございます。用途につきましては資材置場でございます。事由につきましては、譲受人はコンクリート製品の製造・販売を行う企業であり、今回、コンクリート製品のストックヤードとして資材置場が必要となったため、申請地に資材置場を整備したいとのことでございます。権利の種類につきましては所有権の移転で、こちらの農地区分につきましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地ということで第1種農地でございます。第1種農地につきましては原則転用ができないとなっておりますが、既存敷地の2分の1以内の拡張ということで、例外的に転用が可能と判断されるものでございます。場所につきましては7ページ、計画図につきましては8ページをご覧ください。

続きまして、番号2番につきましては、貸付人は東山にお住まいの〇〇〇〇さん、借受人は株式会社〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては東山地係の1筆で、登記地目は田、面積は1,060㎡のうち356㎡でございます。用途につきましては農機具格納庫でございます。事由につきましては、借受人は地域内で営農を行う法人であり、今回、賃借権を設定し、申請地に農機具格納庫を建築したいとのことでございます。権利の種類は賃借権の設定で、こちらの農地区分につきましては農振農用地でございます。農振農用地につきましては原則転用ができないとなっておりますが、農業用施設ということで、例外的に許可が可能と判断されるものでございます。場所につきましては9ページ、計画図につきましては10ページ、11ページをご覧ください。

続きまして、番号3番につきましては、譲渡人は市姫二丁目にお住まいの〇〇〇〇〇さん、譲受人は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては市姫二丁目地係の1筆で、登記地目は畑、面積は254㎡でございます。用途につきましては個人用住宅でございます。事由につきましては、譲受人は所有権を移転し、申請地に個人用住宅を建築したいとのことでございます。権利の種類につきましては所有権の移転で、こちらの農地区分につきましては、都市計画法上の用途区域内の農地ということで第3種農地でございます。第3種農地につきましては、原則転用が可能となっております。場所につきましては12ページ、計画図につ

きましては13ページと14ページをご覧ください。

続きまして、番号4番から9番につきましては、貸付人は角屋にお住まいの〇〇〇〇さんほか5名、借受人は〇〇〇〇株式会社でございます。申請の土地につきましては角屋地係の6筆で、登記地目は全て田、面積は合計で5,873.27㎡でございます。用途につきましては工事用地及び資材置場でございます。事由につきましては、借受人は電気事業を営む法人であり、今回、鉄塔設備の建て替え工事のため工事用地及び資材置場を整備したいとのことでございます。一時転用の期間につきましては令和4年6月1日から令和5年9月30日までの1年3か月でございます。権利の種類につきましては賃借権の設定で、こちらの農地区分につきましては農振農用地でございます。農振農用地につきましては原則転用ができないとなっておりますが、一時転用ということで、例外的に転用が可能と判断されるものでございます。場所につきましては15ページ、計画図につきましては16ページから18ページをご覧ください。

続きまして、番号10番につきましては、貸付人は田中々にお住まいの〇〇〇〇さん、借受人は特定非営利活動法人〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては、波松地係の1筆で、登記地目は畑、面積は8,279㎡のうち185.01㎡でございます。用途につきましては観光農園の休憩所でございます。事由につきましては、借受人は福祉事業を営む法人であり、今回、賃借権を設定し、申請地に観光農園の休憩所を整備したいとのことでございます。権利の種類は賃借権の設定で、こちらの農地区分につきましては農振農用地でございます。農振農用地につきましては原則転用ができないとなっておりますが、農業用施設ということで、例外的に許可が可能と判断されるものでございます。場所につきましては19ページ、計画図につきましては20ページと21ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： ありがとうございます。次に、地区担当委員の説明を求めますけども、番号1番につきましては、7番丸谷職務代理者、お願いいたします。

7番： この用地につきましては、以前、転用を行った隣接地と同様のことで所有権移転して転用をしてございます。このお隣がという申請地でございますので、問題ないというふうに思います。よろしくご判断をいただきたいと思います。

議長： ありがとうございます。次、番号2番につきましては、〇番〇〇〇〇委員の担当でございますが、関係者であるために推進委員の八木委員が担当をしましたが、本日欠席のため、事務局の説明に代えさせていただきたいと思っております。

次に、番号3番につきましては、8番森委員、お願いいたします。

8 番： 事務局説明のとおり、4方のうち1方は道路、あと3方は既に住宅地となっておりますので、許可して支障はないかなというふうに思います。

議 長： ありがとうございます。それでは次に、4番から9番につきまして、これにつきましては私のほうからご説明を申し上げますが、今回、竹田川の河川改修によりまして鉄塔の移設が余儀なくされまして、高圧線の鉄塔移設に関連する締切りだとか資材置場等々で、今回、一時転用を行うものでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、番号10番につきまして、15番南坂委員、お願ひいたします。

15 番： 南坂です。この案件につきましては、事務局の説明のとおり、隣にもう建屋は1つ建ってるんですが、その隣に建てたいということで、何ら問題はないと思ひます。以上です。

議 長： ありがとうございます。次に、本件につきまして、本日、現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、6番竹内委員、調査結果の報告をお願ひいたします。

6 番： 今朝ほど9時から、私、丸谷職務代理者、森委員、それと事務局とで1番から10番の現地を見させていただきました。事務局の説明のとおり、問題はないと思ひます。

以上です。

議 長： ありがとうございます。それでは、この案件につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

堀川推進委員： 1番の件ですけれども、場所については毎日通ってる県道から見えるわけでございますけれども、以前からなかなか排水の問題とかいろんなことがあったように聞いてますけれども、これ、下2枚分が埋まると、排水溝はあと残り1枚でしょう、これ。そういうところはあまり心配ないんですか。

7 番： 以前転用した土地ですけれども、そのちょうど間に排水路を新しくつけ直して、排水には支障がないというような状況になっておりますので、今回もそのとおりになるというふうに聞いております。

議 長： これ、ちょっと聞いていい？ 宮谷って結構。

7 番： 青ノ木。

議 長： 青ノ木やけど、川。ここはよく氾濫するとか水につかるんやけど、これは大丈夫なん？ そういうのは。

堀川推進委員： 天王は氾濫の回数がね。あれ、ちょうど天王辺りですか。改修してから、さほど田んぼ全体が

議 長： なくなったんですか。

堀川推進委員： うん。

7 番： 可能性は少なくなりました。全然ということはないんですけども。もともと低いですから。でも、田んぼの排水そのものは、上の田んぼの排水がどうのこうのという事は聞いていませんが。

議 長： 問題はないということやね。

議 長： ほかに何かございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入りたいと思います。番号2番につきまして、○番○○○委員が関係をしておりますので、まずそれらを除く1番、それから3番から10番について採決をしたいと思います。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員です。よって、県に進達するものといたします。

じゃ、○○○○委員、退席をお願いします。

(○番○○○○委員退席)

それでは、番号2番につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員です。よって、決定することといたします。

じゃ、入ってもらってください。

(○番○○○○委員着席)

◇ 議案第3号 現況証明願について

議長： それでは、議案第3号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第3号「現況証明願について」、ご説明させていただきます。23ページをご覧ください。

今回、案件としては3件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請人は柿原にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては柿原地係で、面積は479㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和42年頃まで農地として利用されていたが、同年に前所有者が工場を建築し、以後工場用地として利用されているとのことで、今回、地目変更したいとのことでございます。場所につきましては25ページをご覧ください。

続きまして、番号2番と3番につきましては、申請人は谷畠にお住まいの〇〇〇〇〇さん、上番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては谷畠地係の2筆で、面積は合計116㎡、登記地目はいずれも畑、現況は非農地でございます。事由につきましては、昭和46年頃までは農地として利用されていましたが、昭和48年頃に農舎が建築され、以後宅地として利用され現在に至っているとのことで、今回、地目変更したいとのことでございます。場所につきましては26ページをご覧ください。

続きまして、番号4番につきましては、申請人は上番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては熊坂地係の12筆で、面積は合計2,315㎡、登記地目は田と畑、現況は非農地でございます。事由につきましては、昭和50年頃までは農地として利用されていたが、その頃より耕作放棄され、以後山林原野化し現在に至っているとのことで、今回、地目変更したいとのことでございます。場所につきましては27ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： ありがとうございます。それでは、地区担当委員の説明に移りたいと思います。まず、1番につきましては、14番森川委員、お願いいたします。

14番： ただいまの事務局の説明のとおり、やむを得ないというふうに思っています。特に問題はないと思います。

議長： ありがとうございます。次に、番号2番、3番について、12番伊藤委員、お願い



いたします。

12 番： この2番、3番の土地ですけれども、実際にもう建物が建っていて、これは事務局説明のとおりやむを得ないと思います。

議長： ありがとうございます。次に、最後の4番でございますけれども、13番上田委員、お願いいたします。

13 番： この土地は、国道8号線から西側に伸びる、ちょっと山、以前はずっと田んぼやったんですけども、それが細かく分かれていた田んぼでありましたが、現在はそのまま耕作されずに、事務局説明ありましたとおり、問題ないと思います。

議長： ありがとうございます。次に、本案につきまして、本日、現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、6番竹内委員、調査結果の報告をお願いします。

6 番： これも今朝9時から、私、丸谷職務代理者、森委員、事務局4名で現地を調査してまいりました。やむを得ないと思いますし、問題ないと思います。  
以上です。

議長： ありがとうございます。この案件につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入りたいと思います。議案第3号「現況証明願について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員です。よって、承認することといたします。

◇ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議長： 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明させていただきます。28ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されたので、その決定を求めます。

29ページをお開きください。公告予定日につきましては令和4年4月28日木曜日

でございます。借手につきましては6人、貸手につきましては18人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が25筆、5万4,325㎡でございます。期間別内訳でございますが、3年の田が9筆、5,722㎡、5年の田が2筆、3,642㎡、畑が2筆、2,270㎡、10年の田が7筆、3万2,724㎡、畑が5筆、9,967㎡でございます。

30ページにお進みください。集落別内訳については、上番の田が6筆、中番の田が1筆、下番の田が2筆、波松の田が9筆、東山の畑が1筆、宮谷の畑が6筆でございます。利用権の移転につきましてはございませんでした。所有権移転につきましては1件申請がございまして、面積は5,344㎡でありまして、嘱託登記の請求もございました。

31ページにお進みください。集積計画の決定についてでございます。1番につきましては所有権移転でございます。譲渡人は坂井市丸岡町にお住まいの〇〇〇〇さんでございまして、譲受人は中番にお住まい〇〇〇さんでございまして、申請地は中番地係の田5,344㎡の1筆でございます。利用目的は水稻で、権利の移転時期につきましては令和4年5月10日でございます。土地の対価につきましては133万6,000円で、対価の支払い期限は令和4年5月10日でございます。対価の支払い方法は指定口座への振込でございます。

32ページにお進みください。2番から5番につきましては、借受人は上番にお住まいの〇〇〇〇さんでございまして、上番の田6筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、賃借料は10a当たり2万1,000円でございます。期間につきましては令和4年5月1日から令和14年4月30日まででございます。再設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

33ページをお開きください。6番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。中番の田1筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、賃借料は10a当たり米1俵相当額でございます。期間につきましては令和4年6月1日から令和14年5月31日まででございます。新規設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

7番、8番につきましては、借受人は下番にお住まいの〇〇〇〇さんでございまして、下番の田2筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たり賃借料は、7番は1万円、8番は1万4,525円でございます。期間につきましては令和4年5月1日から令和9年4月30日まででございます。再設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

35ページまでまたがっております。9番から15番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。波松の田9筆でございます。利用目的は麦・ソバで、令和4年は使用貸借権、令和5年、6年は賃借権の設定、賃借料は10a当たり5,000円でございます。期間につきましては令和4年5月1日から令和6年12月31日まででございます。新規設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

16番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。東山の畑1筆でございます。利用目的はソバ・野菜でございます。賃借権の設定でございます、賃借料は10a当たり5,000円でございます。期間につきましては令和4年8月1日から令和14年7月31日まででございます。新規設定でございます、用水費は借主負担でございます。

36ページまでまたがっております。17番から20番につきましては、借受人は丸岡町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。宮谷の畑6筆でございます。利用目的は牧草で、賃借権の設定でございます。期間につきましては令和4年5月1日から令和14年4月30日まででございます。新規設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

これらの農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長： ありがとうございます。この本案につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入りたいと思います。番号16番については、〇番の〇〇〇〇委員が関係しておりますので、まずそれを除く1番から15番、17番から20番について採決をしたいと思います。

まず、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員です。よって、決定することといたします。

それでは、〇〇〇〇委員、退席をお願いします。

(〇番〇〇〇〇委員退席)

それでは、番号16番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員です。よって、決定することといたします。

じゃ、入ってもらってください。

(〇番〇〇〇〇委員着席)

◇ 議案第5号 農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の決定及び農地利用配分計画(案)について

議長： 次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の決定及び農地利用配分計画(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について」、ご説明いたします。

37ページをお開きください。あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定によりその決定を求めるとともに、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見を求めます。

38ページにお進みください。公告予定日につきましては令和4年4月28日木曜日でございます。貸手につきましては24人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が33筆、9万8,648.78㎡でございます。集落別内訳は、二面の畑1筆、清王の畑10筆、山西方寺の畑4筆、柿原の畑4筆、指中の畑14筆でございます。

39ページをお開きください。集積計画の決定についてでございます。1番につきましては、二面の畑1筆でございます。利用目的はソバで賃借権の設定、賃借料は10a当たり5,000円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇でございます。

45ページまでまたがっております。2番から26番につきましては、清王の畑10筆、山西方寺の畑4筆、柿原の畑4筆、指中の畑14筆でございます。利用目的はソバで使用賃借権または賃借権の設定、賃借料は10a当たり5,000円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇でございます。

これらの農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長： ありがとうございます。本案につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

質問がないようですので、採決に入りたいと思います。議案5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）について」、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

賛成多数によって、決定をいたします。

#### ◇ 報告第1号 電気通信事業施設等の設置届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「電気通信事業施設等の設置届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第1号「電気通信事業施設等の設置届出の報告について」、ご説明させていただきます。46ページをご覧ください。

番号1、2番につきましては、申請者は〇〇〇〇株式会社でございます。申請の土地につきましては角屋地係の2筆で、地目はいずれも田、面積は合計で800.68㎡でございます。内容につきましては第二福井火力線鉄塔建て替え工事による鉄塔用地でございます。場所及び計画図につきましては47ページから51ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： ありがとうございます。それでは、地区担当委員の説明は私でございますので、私のほうから説明をいたしますと、先ほどもお話をいたしました竹田川の改修に伴いまして鉄塔の移転がされるものでございまして、今回、2件とも同じ田んぼ内での移設ということでございます。よろしくお願いをしたいと思っております。

次に、本件につきまして現地調査を行っておりますので、調査委員を代表いたしまして、竹内委員、調査結果の報告をお願いします。

6番： これも、今朝9時から現地を、私、それから丸谷職務代理者、森委員、事務局とで見ました。事務局の説明のとおり、問題はないと思っております。

以上です。

議長： ありがとうございます。これにつきまして、何かご質問ありませんでしょうか。  
(質問、意見なし)

なければ、報告第1号を終わりたいと思っております。

#### ◇ 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を議題といたします。お願いします。

事務局： では、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。52ページにお進みください。

今回、14件の届出がございました。

1番につきましては、重義の田4筆、畑2筆でございます。権利取得者は重義にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和3年8月22日で、相続による所有権の移転でございます。田については〇〇〇〇が耕作し、畑は自己管理することとでございます。

2番につきましては、桑原の田4筆、畑2室、清間の田1筆でございます。権利取得者は桑原にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年3月4日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、畑は自己

管理するとのこととでございます。

3番につきましては、笹岡の田3筆、畑1筆、熊坂の田2筆でございます。権利取得者は笹岡にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成31年1月23日で、相続による所有権の移転でございます。笹岡地係の田2筆、熊坂地係の田1筆は〇〇〇さんが耕作し、ほかは自己管理するとのこととでございます。

53ページをお開きください。4番につきましては、清王の田2筆、畑1筆でございます。権利取得者は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和3年12月4日で、相続による所有権の移転でございます。清王の田は〇〇〇〇が耕作し、畑は自己管理するとのこととでございます。

5番につきましては、清王の畑1筆、山十楽の畑1筆でございます。権利取得者は清王にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和3年12月4日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのこととでございます。

6番につきましては、中浜の田2筆、畑4筆でございます。権利取得者は布目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和3年12月10日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのこととでございます。

7番につきましては、牛ノ谷の田4筆でございます。権利取得者は牛ノ谷にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和2年1月30日で、相続による所有権の移転でございます。牛ノ谷地係の田1筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのこととでございます。

54ページまでまたがっております。8番、9番につきましては、熊坂の田17筆、畑3筆でございます。権利取得者は熊坂にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和2年7月17日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのこととでございます。

55ページをお開きください。10番、11番につきましては、波松の田1筆、畑4筆でございます。権利取得者は波松にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、10番は平成17年4月8日、11番は令和4年4月1日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのこととでございます。

12番につきましては、浜坂の畑2筆でございます。権利取得者は吉崎にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成30年5月5日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのこととでございます。

13番につきましては、花乃杜五丁目の畑1筆、北金津の畑1筆でございます。権利取得者は花乃杜にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和3年11月5日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのこととでございます。

14番につきましては、牛ノ谷の田1筆、畑2筆でございます。権利取得者は牛ノ

谷にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年1月22日で、相続による所有権の移転でございます。牛ノ谷地係の田1筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議長： ありがとうございます。本件につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。  
(質問、意見なし)  
ないようですので、報告第2号を終わります。

◇ 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議長： 次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、ご説明いたします。56ページにお進みください。

今回、5件の届出がございました。

1番につきましては、中番の田1筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。事由につきましては、所有権移転に伴い解約するものでございます。

2番につきましては、青ノ木の田1筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。事由につきましては、賃貸人の都合により解約するものでございます。

3番につきましては、国影の畑1筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。事由につきましては、賃借人の都合により解約するものでございます。

4番、5番につきましては、東山の田1筆、波松の畑1筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。事由につきましては、権利の移転に伴い解約するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長： ありがとうございます。本件につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。  
(質問、意見なし)  
ないようですので、報告第3号を終わります。

◇ その他(1)

議長： 次に、その他(1)の「5月の農業委員会定例総会開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 5月の農業委員会定例総会の開催予定につきまして、令和4年5月26日木曜日午後1時30分から、全員協議会室で予定しております。

以上です。

議 長： これにつきまして、何かご意見ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

意見がないようですので、事務局説明のとおり、5月の定例総会、これにつきましては、5月26日木曜日午後1時30分から開催することといたします。よろしくお願いをいたします。

#### ◇ その他(2)

議 長： 次に、その他の(2)その他について、事務局の説明を求めます。

事務局： 【説明】

議 長： ちょっといいかな。この説明、活動記録簿のほうなんやけど、これ、もうちょっと詳細を詳しく説明しないと、今までの状態からすると全く違ってらるんですよ。これはちょっと詳細に説明をしていただかないと、多分皆さん書けないだろうと思います。今までみたいに、特にあれなんですけども、今回のこの活動計画の議事録の書き方としては、あぜ道でお話しした内容でもこの活動記録に書きなさいという理論なんです。その辺の説明をちゃんとしてあげないと、多分誰も書けないと思います、これ。今までの総会に出ましたよとかってというような活動記録では、もう基本駄目という理論なんで、ちょっとこの内容、本来はもうちょっと事務局熟知した状態で、来期でも事細かく説明してほしいなとは思っています。これ読んで説明でもいいんだけど、ちょっときついと思いますよ。

5 番： 農地パトロールのところで、月1回以上やってくださいねって言うてるが。ということは、これを出せということよ。

議 長： そういうのもあれですし、集落帰って隣の人とお話ししたよということも書きなさいということなんです。今までそんな書いてないよね、実際。これは非常に、この前ちょっと農業会議の事務局長が説明をしてくれたんですけども、最適化活動の推進の報告の中で言われてましたけども、非常に活動報告、これをちゃんと書かないと、交付金も実際もらえない状況になりますので、もう何でもいから書いてくれと。1分でも2分でもいいという話なんです。それほど厳しい現状なんで。

堀川推進委員： 交付金もらっても、あまり効果がないように感じる。



議 長： 効果がありなしではどうもない感じがする。どうも僕もこれ、説明聞いてて、基本的にはっきり言うと、農業委員会そのものの存在意義というのがだんだんやっばり薄らいできて焦ってるなという感じはするんです。だから、こういう推進委員とかこういうことを、もっと活動してんだということの見える化の一環だろうなという感じはするんですけども、その辺踏まえて、もうちょっとこれ、かみ砕かないと分からないかなと思うんで、次回でいいです。今回は無理やろうと思うんで。

事務局： 来月の総会でまた書き方について説明させていただきます。

議 長： もうちょっとね。これ、急に言われても、本当書けないんだろうなと思う。例えば12ページのこれなんかは、圃場でやったとか、小学校を対象に遊休農地を活用したジャガイモの植付け体験やったとか、こんなのも全部書けということやからね。例えば11ページの上のほうの記入例3番なんかは、圃場で誰かと話したよという内容も書いてくれということなん。だから、ちょっと厳しいなという感じがするんですけども、これからの農業委員さんが、ちょっと今までの記入例からすると大変になったなということです。そういう状況ですんで、1回また教えてください。僕もさっと聞いただけで、いや、これは大変やなというというだけの話や。見ても聞いても分からんという感じ。今まで1行で書けたんですよ、大体。総会出たよというね。これ、例の記入例に総会がないんだよな。総会するとき、どうやって書くんやね、これ。総会はもう書かんでいいんかね、これ。

局 長： また確認して、次回その辺も含めまして説明をお願いします。

議 長： ちょっと1回お願いします。

あとは新しい委員。ただ、ここには明確に書かれてませんけれども、基本的に令和4年度で人・農地プランを農業委員会として作り上げていかなあかんというところがあります。逆に言うと、この計画の中に人・農地プランの検討委員会を開くような内容をある程度網羅していかないと、令和5年度からその施行がなされるということで、非常に厳しい状況にあるかなと思います。

だから、農業委員会としても内部で非常に議論を積み重ねてかないと、人・農地プランが、素案は事務局がつくるにしても、それをたたき台に議論をしていただかないといけんなと思ってますんで、それも含めてここにプラン上、書き上げていく必要があるかなと思います。

あと、何かございませんでしょうか。

堀川推進委員： 前回決議されたんで、あんまり細かいことはあれですけど、前回もちょっと

話がありましたけども、〇〇〇〇が撤退しまして、別の法人が一応契約するという話ですけども、お金がもうかるかどうかという話もあるかもしれないですけども、土地が、ただソバだけ作っても。

議 長： マイク入っていますか？

堀川推進委員： そういうことがあるんで、ソバ1作でも十分、お金の面も含めてペイできるんかどうか。それから、恐らく〇〇〇〇さんも宮谷で作ってもらったのかな。分かりませんが、宮谷ではなかなかソバは難しいんでしょうかねという話です。

議 長： この件なんですけども、もともとあわら市の農業委員会では、遊休農地対策の関係で、本来、水田農家から丘陵地へ上がっていただいて、ソバの作付をお願いしたという経緯があるんですね。

1つは、ソバというのは非常に草の抑制にはものすごく効くんですね。そういう関係で新たに借りて、正確に言うと新たな農業者というか、本当にソバじゃなしに、野菜等の園芸作物を作って農業をやろうという人が現れるまでの間、何らかの形でソバを作って農地を維持しようというのが基本的な目的でしたし、そういう請け合いで、単価的にも安い単価で農地を借りてもらってソバを植えてもらってたという経緯があります。

今、ここやと〇〇〇〇さんなんかはそれをやってもらっています。だから、あるとき、農地が欲しくなると返してもらったり、なかなかそういう人、新たに作る農家が、新規就農者とか増えればそういうこともあれですけども、なかなかソバ作り始めて、返して、ほかに農業をやる人が出てきたよというのはあまりめったにないですね。

前あったのは、例えば〇〇〇〇なんか、〇〇〇〇さんの前身のところで、特に〇〇〇〇さんが駄目になったときに、〇〇〇〇やら〇〇〇〇さんにソバを作ってもらって、その後、〇〇〇〇さんが入ってくるということで、一旦やめていただいてそっちに動かしたという経緯はありますけども、基本は暫定的に農地を維持するという目的でソバを作っていたというものが基本にあるわけなんですね。それでもうかるか、もうからんかというところもあれなんですけども、非常にソバも相場が変動が激しいもんですから、もうかる年もあれば、全然駄目な年もあるかなと思いますけども、遊休農地対策の一環として、ある程度行政としても指導しているところなんで、そこは理解をしていただきたいな。ソバを作ってる〇〇〇〇さんに1回聞いてもらおうと非常に分かると思いますけども。どんなもんですかね。

6 番： これはあんまり公に言うことでもないんですけども、僕らも田んぼで面積が減って

きたもんやで、〇〇〇〇さんがちょうど支援センターにいるときにこういうことだというのでやってきたんやけど、それでも丘陵地から見ると、僕なんてな者がえんとどんどんどんどん荒れてくというかな。

僕は今、波松全部やってたんやけど、放したんやね。そやけど、ちゃんと守ってたがために、後ネギする人なんかは今ほうまいことやってるし。だから、もうけとかそういうことはあんまり考えずにやってるんやけど。これはやっぱ守ってかないと困るやろうなと思って、ボランティア精神でやってるみたいなもんですね。そういう考えをしないとね。

議長： そういう点でいきますと、〇〇〇〇さんもそうですし、〇〇〇〇、それに〇〇〇〇〇さんなんか、結構ソバ、山の上のほうで農地荒れるようなところでやってくれてますんで、そういうのがもし、〇〇〇〇さんも宮谷のほうでそういうところがあったら、ソバでも植えてもらって維持していってもらえればなと思います。

堀川推進委員： 基本的に私も、ボランティアの精神に私になってるかどうかはちょっとクエスションがつくかもしれないけど、何かを作る人がいないと、後の人がやっぱり来ないんやね。荒れてまうと来にくいという話があるんですね。〇〇〇〇さんが言われることは、正直言って本当にそういう方向でいかなあかんと思ってます。

それからもう1点ですけど、現況証明の話で、〇〇〇〇さんから出てきた話ですけど、あれだけの段々畑になってるんですかね。多分段々畑、田んぼでしょうけど。実は今、5年間田んぼを作らないと交付金の対象にならないというような話もこれからあるとすると、私の集落にもよく似た田んぼが幾つもあるんやね。実際、現況証明を出そうと思うと、非農地というような状況が出てくる可能性があるんで、これからそういうことも肝に銘じるという意味ではないんですけども、そういう動きが出る可能性が多いのかなという感じしますので、ちょっと〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇さんがさっき言われておりましたけど、単純にそこだけじゃなくて、全域にわたって箇所が多いんじゃないかなという感じしてますので、ちょっと今日の報告で気になったことですので、お伺いするつもりはありませんけど、そういう点もこれから出てくるんじゃないかなと思って、ちょっと聞いてみただけですけども。

議長： 基本的に今、〇〇〇〇さんも言われました5年ルールが今後施行される可能性がやっぱあるんですけども、これは水張りの田んぼを必ず5年に1回やれというようなルール化が今後なされるだろうけれども、今回、ここでもありました全国農業会議の大会が5月の31日に東京であります。このときに国会議員との話合いも行われますんで、その中でもこの5年ルールの見直しについては、北海道とかそういうところの知事さんなんかは物すごい反対してますんで、そういうものを併せて、田ん

ばに戻せない農地、これについてもやはり同等の立場で支援してほしいというよう  
なことは申請していこうということで、この前、福井県の農業会議所のほうではそ  
ういう方向性で進めてまいるとお思いますので、また結果が出次第、話をしていきた  
いとは思いますが、今そういう状況ですんで、まだはっきりしたことは言え  
ませんが、何のせ一旦農地を荒らかしてしまうと、なかなか農地が戻らないとい  
うこともございますので、その辺がないように、あわら市の農業委員会としても、  
農地パトロールを含め頑張っていきたいなどは思っておりますので、よろしくお願  
いします。

ほかに何かございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

#### ◇ 閉 会

議 長： この辺で今回の農業委員会定例総会を終了したいと思いますけども、よろしいで  
しょうか。なら、そういうことで、今日は長い間本当にありがとうございました。

令和4年4月26日

議 長

委 員

委 員